

2020年3月13日

各 位

会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 垣 裕 義  
(コード番号 2901 東証JASDAQスタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 総 務 部 長 小 西 一 幸  
(電話番号 03-3263-4444)

## 2020年3月期(第63期)第3四半期報告書の

### 提出期限延長(再延長)に係る承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書  
2020年3月期(第63期)第3四半期報告書(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2. 延長前の提出期限  
2020年2月14日(金曜日)
3. 延長後の提出期限  
2020年3月16日(月曜日)
4. 再延長後の提出期限  
2020年4月16日(木曜日)

#### 5. 提出期限の再延長を必要とする理由

当社は、2020年2月14日付「2020年3月期(第63期)第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、外部より連結子会社の損益に係る帰属期間の計上誤り等が生じている可能性を指摘されたことから、調査と必要な訂正を行い、当第3四半期報告書の提出および2018年3月期以降の有価証券報告書等の訂正報告を行うために、2020年3月期(第63期)第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出し、同日に受理されております。

調査につきましては、子会社の会計処理の誤り等に起因するものであり、親会社(当社)経営陣による恣意的なものではないとして社内調査組織、監査等委員である取締役(社外取締役)および外部専門家により、主に子会社を対象とした詳細な調査を行ってまいりましたが、このたび一部について親会社関係者の指示・関与が考えられる事象が判明することとなりました。

以上より当社としては、社内調査委員会ではなくより独立性を持った監査等委員である独立社外取締役および外部専門家による特別調査委員会が、連結全体に対しても調査範囲を拡大した調査を行うべきとの結論に達したことから、あらためて調査期間の延長が必要であるとの認識に至りました。なお特別調査委員会の設置につきましては本日夕刻から開催される当社取締役会において決議される予定です。

#### 6. 今後の見通し

今回の提出期限 再延長に係る申請が承認された場合および特別調査委員会の設置が決議された場合には、速やかに開示いたします。

株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様には重ねてご迷惑とご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上